

管理 No.	申100
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署：福祉部 介護福祉課
（ 保険料係 ）

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	介護保険料の減免
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市介護保険条例第10条第1項・第2項
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>介護保険料の減免は、次の基準により決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市介護保険条例第10条第1項・第2項 ・ 奈良市介護保険料減免取扱要綱 <p>（関連条文）</p> <p>【奈良市介護保険条例】</p> <p>第10条 市長は、次のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 第1号被保険者又は主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 （2） 主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 （3） 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 （4） 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 （5） 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。 <p>2 前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により徴収されている保険料については納期限前7日までに、特別徴収の方法により徴収されている保険料については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 第1号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所 （2） 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 （3） 減免を受けようとする理由

【奈良市介護保険料減免取扱要綱】

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例第10条に規定する保険料の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の要件及び減免額等)

第2条 条例第10条第1項に該当する者に対する保険料の減免措置の要件、減免額、減免の適用期間及び提出書類は、別表のとおりとする。

2 条例第10条第1項各号の2以上の要件に該当するときは、減免額が最も多くなる要件を適用する。

(適用除外)

第3条 納期限が経過した期別保険料及び既に納付された期別保険料については、減免の措置は行わない。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(減免の申請期間)

第4条 保険料の減免の申請は、理由発生日（条例第10条第1項各号のいずれかに該当するに至った日の属する月をいう。）から起算して12月以内に行わなければならない。

2 保険料の減免の適用期間が翌年度にわたる場合における減免の申請は、翌年度の7月10日までに再度行わなければならない。

別表（第2条関係）

介護保険料の減免の要件（介護保険条例第10条第1項）	
1号	第1号被保険者又は主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又その他の財産について著しい損害を受けたこと。
2号	主たる生計維持者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
3号	主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
4号	主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
5号	前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。 (対象となる者は第1号被保険者)
	(1) 譲渡所得の全部又は一部を債務弁済又は自己の居住用資産の購入に充てた場合において、当該債務弁済等に充てた譲渡所得があることにより、当該債務弁済等に充てた譲渡所得がなかったとした場合の保険料率よりも高額な保険料率の適用を受けたとき。
	(2) その他市長が必要と認める者
	ア 本市に住所を有し、海外渡航した者（ただし、海外渡航期間は1年以上とする。）

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="470 174 1455 271">イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第63条の適用を受けることとなった者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 271 1455 495">ウ 条例第4条第1項第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。） 又は同項第2号若しくは第3号に該当する者で、奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成6年奈良市告示第358号）に基づく給付金の支給を受けている者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 495 1455 1167">エ 条例第4条第1項第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。） 又は同項第2号若しくは第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が60万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき25万円を加算した額）以下である世帯に属し、次の条件（オにおいて「条件」という。）のいずれにも該当するもの (1) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者と生計を共にしていないこと。 (2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者の税法上の被扶養者になっていないこと。 (3) 申請日における当該世帯の預貯金の合計額が120万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下であること。 (4) 自助努力をしても、なお生活が困窮していること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1167 1455 1368">オ 条例第4条第1項第2号又は同項第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が120万円（世帯員の数2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下である世帯に属し、条件のいずれにも該当するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1368 1455 1424">カ その他</td> </tr> </table> <p>《備考》 1 減免額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 2 「長期間入院」とは、一般病院に3月以上入院が見込まれる場合をいう。 3 「失業」とは、解雇（勤務先の都合によるものをいい、自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）により職を失った状態にあることをいう。（早期退職優遇制度若しくは定年又は雇用契約期間満了による退職を含まない。）</p>	イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第63条の適用を受けることとなった者	ウ 条例第4条第1項第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。） 又は同項第2号若しくは第3号に該当する者で、奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成6年奈良市告示第358号）に基づく給付金の支給を受けている者	エ 条例第4条第1項第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。） 又は同項第2号若しくは第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が60万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき25万円を加算した額）以下である世帯に属し、次の条件（オにおいて「条件」という。）のいずれにも該当するもの (1) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者と生計を共にしていないこと。 (2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者の税法上の被扶養者になっていないこと。 (3) 申請日における当該世帯の預貯金の合計額が120万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下であること。 (4) 自助努力をしても、なお生活が困窮していること。	オ 条例第4条第1項第2号又は同項第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が120万円（世帯員の数2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下である世帯に属し、条件のいずれにも該当するもの	カ その他
イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第63条の適用を受けることとなった者						
ウ 条例第4条第1項第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。） 又は同項第2号若しくは第3号に該当する者で、奈良市外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成6年奈良市告示第358号）に基づく給付金の支給を受けている者						
エ 条例第4条第1項第1号に該当する者（生活保護を受けている者を除く。） 又は同項第2号若しくは第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が60万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき25万円を加算した額）以下である世帯に属し、次の条件（オにおいて「条件」という。）のいずれにも該当するもの (1) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者と生計を共にしていないこと。 (2) 保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者の税法上の被扶養者になっていないこと。 (3) 申請日における当該世帯の預貯金の合計額が120万円（世帯員の数が2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下であること。 (4) 自助努力をしても、なお生活が困窮していること。						
オ 条例第4条第1項第2号又は同項第3号に該当する者で、保険料の賦課期日現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合計額が120万円（世帯員の数2人以上である場合にあっては世帯員1人を除いた世帯員1人につき50万円を加算した額）以下である世帯に属し、条件のいずれにも該当するもの						
カ その他						
標準処理期間	未設定					
最終更新日	平成31年 3月 1日更新					